

令和4年7月11日

経済再生担当
新しい資本主義担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

内閣官房長官
沖縄基地負担軽減担当
拉致問題担当
ワクチン接種推進担当大臣
松野 博一 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

都内の感染状況は、新規陽性者数が継続して増加し、その増加率も上昇するなど急激な感染拡大に直面しており、第7波に入ったとも考えられる。今後、本格的な夏を迎え、人の動きが活発化すること、ワクチン効果が減衰すること、オミクロン株亜系統（BA.5）への置き換わり等を考慮すると、これまでの経験を超える感染拡大が懸念され、医療提供体制への強い負荷がかかる恐れがある。

都は、これまで講じてきた検査体制や宿泊療養体制、高齢者対策の仕組みや備えを、先手先手でフル稼働するとともに、こうした取組を言わば「東京モデル」としてさらに強化している。また、ワクチン接種の加速化を図るとともに、都民・事業者に対しては、熱中症にも留意しつつ、感染防止対策を徹底することを強く働きかけている。

しかしながら、社会経済活動との両立を図るためには、国と都が緊密に連携し、行動制限を可能な限り回避しつつ、通常医療とのバランスを踏まえ、医療提供体制を拡充することにより、感染再拡大を早期に抑制することが重要であり、早急に国としてオミクロン株の特性を踏まえた具体的な方針を明確にする必要がある。このため、下記のとおり要望する。

記

1 オミクロン株の特性を踏まえた法令上の取扱い

国において、オミクロン株の特性に関する科学的知見のさらなる収集・分析を進めるとともに、その科学的知見、ウイルスの変異の動向、治療薬の開発と普及の状況、ワクチン効果などを踏まえ、保健・医療提供体制の維持、社会経済活動の継続等の観点から、法令に基づく措置の変更も含め、必要な対応を行うこと。

2 現場を担う自治体等の意見を踏まえた諸制度の検討

今後、新型コロナウイルス感染症に関する法令や諸制度を検討していくにあたっては、これまでの取組の振り返りのほか、専門家の知見や感染動向、関係機関や自治体の意見なども踏まえながら進めていくこと。

また、専門家と政府、政府内での一元的な体制を構築し、都民・国民の混乱を招かないよう、方針を明確に伝えること。

3 オミクロン株の特性を踏まえた対応方針の明確化等

現在の基本的対処方針は、オミクロン株の特徴を踏まえた対策等が加えられているものの、全般的な方針等は、昨年11月のコロナ分科会の提言に基づく感染状況等を評価するレベル分類や「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」に基づく内容となっている。一方、オミクロン株が感染の主体となった第6波では、感染者の状況等が大きく変わっている。

現下の感染拡大を踏まえ、早急に、オミクロン株の特性やワクチン接種による予防効果など、専門家の知見やこれまでの分析等に基づき、医療提供体制や感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する全般的な対応方針を明確に示すこと。特に行動制限のあり方について明示すること。

併せて、レベル分類の考え方やその移行基準についても見直しを図るとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用基準、終了基準などを明確に示すこと。

その上で、各自治体が地域の実情に応じて弾力的かつ機動的な対応が行えるよう、重点措置の適用に至らない場合も含め、国として現場で実施すべき対策の具体的な考え方を示し、基本的対処方針等に反映させるとともに、それにかかる財源措置を講ずること。

4 検査・診療体制の確立等

(1) 今後の検査体制方針の明確化

全ての医療機関において発熱外来に対応できるようにするとともに、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示すこと。また、感染拡大防止を図りながら社会経済活動を進めていくため、検査体制への支援の仕組みを確立すること。

(2) インフルエンザ等との同時流行への対応

インフルエンザをはじめとする他の感染症と新型コロナウイルス感染症との同時流行にも対応できる体制を構築すること。とりわけ、高齢者などハイリスクの方々へのインフルエンザワクチン接種を、国において進めること。併せて、新型コロナウイルス感染症の3回目ワクチン接種について、接種が進んでいない若い世代に接種いただけるよう、ワクチンの有効性や副反応のデータをわかりやすくとりまとめ広く周知するなど、早期に、効果的な接種促進策を実施するとともに、4回目接種について、高齢者等が速やかに接種できるよう、区市町村等に対する接種体制の支援を行うこと。

(3) 4回目接種の対象拡充

感染が拡大する局面においても医療提供体制等を確保するため、医療従事者や介護従事者等を4回目接種の対象に加えるなど、接種対象者の拡充について、専門家の科学的知見を十分得て適切に対応すること。

5 医療を確実に提供するための取組の強化

(1) 医療提供体制の在り方の明確化

医療資源を有効活用するため、感染拡大期において、症状やリスクに対応した適切な医療が確実に提供されるよう、医療提供体制の在り方について国として明確な方針を示すこと。

(2) 医療機関の環境整備や人材配置への支援

救急医療を含む通常医療との両立を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても確実に医療が提供できるよう、医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の仕組みの整理など、必要な対応を行うこと。

(3) 高齢者の療養方針の明確化

高齢者の療養に関しては、疾病やADLの状況等を踏まえ、地域医療とも連携した適切な医療・看護が受けられるよう、国として明確な方針を示すこと。

(4) 医療機関による健康観察の仕組みの構築

外来診療により対応している新型コロナウイルス感染症患者については、医療機関による継続的な健康観察を支援する仕組みを構築すること。

(5) 適切な水際対策及びサーベイランスの確実な実施

ア モニタリング・サーベイランス体制の構築

国による水際対策が緩和された中であっても、新たな変異株や感染症に関する必要な情報を迅速に収集・分析し、効果的な対策の構築・実施が行えるよう、サーベイランス体制を確実に構築すること。

イ 変異株の発生等に応じた迅速な対応

旅行業者等による外国人観光客の健康観察やフォローアップの実施など、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を、国の責任において旅行業者等に確実に遵守させること。また、海外で新たな変異株などが発生したときは、水際対策を含め、迅速に対応を強化すること。

(6) 保健所との連携強化等

ア 自治体と保健所の円滑な連携に向けた仕組みの整備

緊急時や感染拡大時にも、自治体と保健所が円滑に連携できるよう、仕組みを整えること。

イ 医療機関によるHER-SYSの入力及び保健所のDXの推進
医療機関によるHER-SYSの入力を国として推進するとともに、システムの改善等に際しては、ユーザーである自治体や医療機関等と十分な対話を行いながら進めていくこと。保健所の業務負担の軽減につながるDXの推進に向けた財政支援を行うこと。

(7) 医療用物資等の供給・開発

ア 医療用物資の戦略的な確保

検査キットやワクチン、防護服など、感染症医療に必要な医療用物資について、確実に供給を行えるよう、国においてサプライチェーンを把握し、戦略的に確保すること。

イ 国産の治療薬の開発支援等

国産の治療薬やワクチンの開発について、国として全面的な支援を行うこと。また、治療薬などについては、より利用しやすくなるよう、流通の改善を図ること。

(8) 医療人材の確保・育成

ア 感染症医療の専門人材の確保・育成

感染症に対応可能な医師・看護師等のほか、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、緊急時対応を行うことができる人材など、感染症医療の専門人材の確保・育成を推進すること。

イ 感染拡大時における医療人材確保への支援

感染拡大時においては、臨時の医療施設等への医療人材派遣など、地域に必要な医療機能の確保のための支援を引き続き行うこと。

ウ 公衆衛生医師の計画的な育成

感染症への対応にあたり重要な役割を果たす専門職である公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

(9) 後遺症への治療法の研究・開発等

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において治療法の研究・開発を進めるとともに、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

6 対策経費の全面的支援

これまで日本国内で累計 950 万人が患い、3 万人を超える死者を発生させた今回の新型コロナウイルス感染症は、広域にわたり災害級の被害をもたらしたものとして国が対応するべきものであり、地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、全額を国の責任において負担すること。